

下水道使用料、し尿処理手数料の減免のあり方について

現在、生活保護受給世帯等へ下水道使用料（基本使用料）、し尿処理手数料について減免を行っている。

この減免制度について、負担の適正化の観点から、「令和4年度北九州市行財政改革推進計画」における新規の取組みとして位置づけ、減免のあり方について検討することとしている。

検討の一環として、本年5月に開催した「北九州市上下水道事業検討会」等の有識者からの意見について、報告するもの。

1 下水道使用料について

資料1

(1) 下水道使用料の減免制度の概要

(2) 減免のあり方について

2 し尿処理手数料について

資料2

3 有識者からの意見について

(1) 令和4年度第1回北九州市上下水道事業検討会

資料3

(2) 第11回北九州市行財政改革推進懇話会

資料4

1 下水道使用料の減免制度の概要

(1) 減免の対象者・内容・経緯

① 対象者

生活保護世帯、中国残留邦人等生活支援給付世帯（以下、生活保護世帯等）

② 内容

下水道使用料の基本使用料（697円/月（消費税込））について減免

③ 経緯

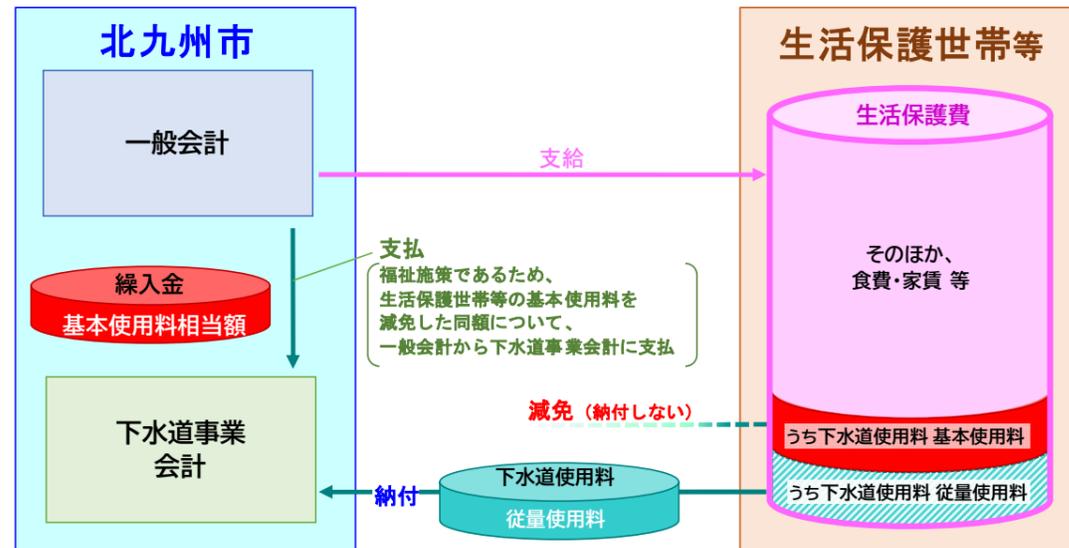
- 昭和43年度から、生活保護世帯等に対し、し尿処理手数料の全額減免を実施。下水道使用料についても、し尿処理手数料の全額減免との均衡を図るため、一般会計からの繰入金を財源として減免を実施。（下水道使用料は、昭和59年5月から、基本使用料のみの減免に変更）
- 当時、下水道の普及率が10.8%と低かったこともあり、下水道の普及促進に寄与することも考慮。

(2) 減免の状況

		H29	H30	R元	R2
下水道使用料	減免世帯（※1）	10,775	10,877	11,063	11,116
	減免金額（千円）	88,278	89,045	90,368	93,271
【参考1】し尿処理手数料	減免世帯（※1）	94	88	75	73
	減免金額（千円）	566	531	609	658
【参考2】生活保護世帯数（※2）		18,552	18,389	18,367	18,316

※1：年度末時点 ※2：年度平均

【イメージ図（現状）】



2 減免のあり方について

担当課：上下水道局 総務経営部 経営企画課

(1) 検討の経緯

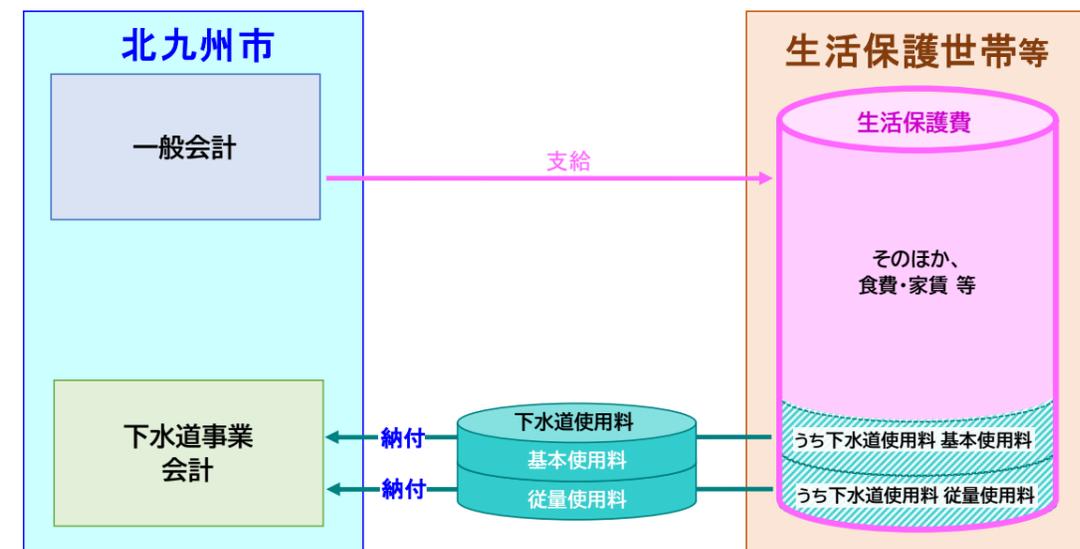
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい財政状況下であり、環境が一変した状況下で顕在化した市民ニーズに対応していくためには、更なる行財政改革の推進が必要。
- 生活保護世帯等への下水道使用料等の減免措置については、生活保護制度を所管する厚生労働省が「下水道使用料等については、生活保護費でまかなうべきもの」との見解を示しており、二重に措置された状態。
- 平成28年6月に福岡市が減免制度を廃止し、令和2年4月に千葉市が減免制度を廃止したことにより、政令指定都市では「減免制度無し、または一部減免のみ」が12都市となり、「減免制度有り」の8都市を上回っている状況となっている。
- 令和2年度末で下水道の普及率は99.9%に達していて、下水道の普及促進に寄与する役割も終えている。

➢ 北九州市行財政改革大綱の「行政サービスや受益と負担水準のあり方」の視点に基づき、生活保護世帯等の下水道使用料等の減免のあり方について検討を行う

(2) 検討の内容

受益と負担の公平性等を踏まえ、減免制度を廃止するのが適当かについて検討

【イメージ図（減免を廃止した場合）】



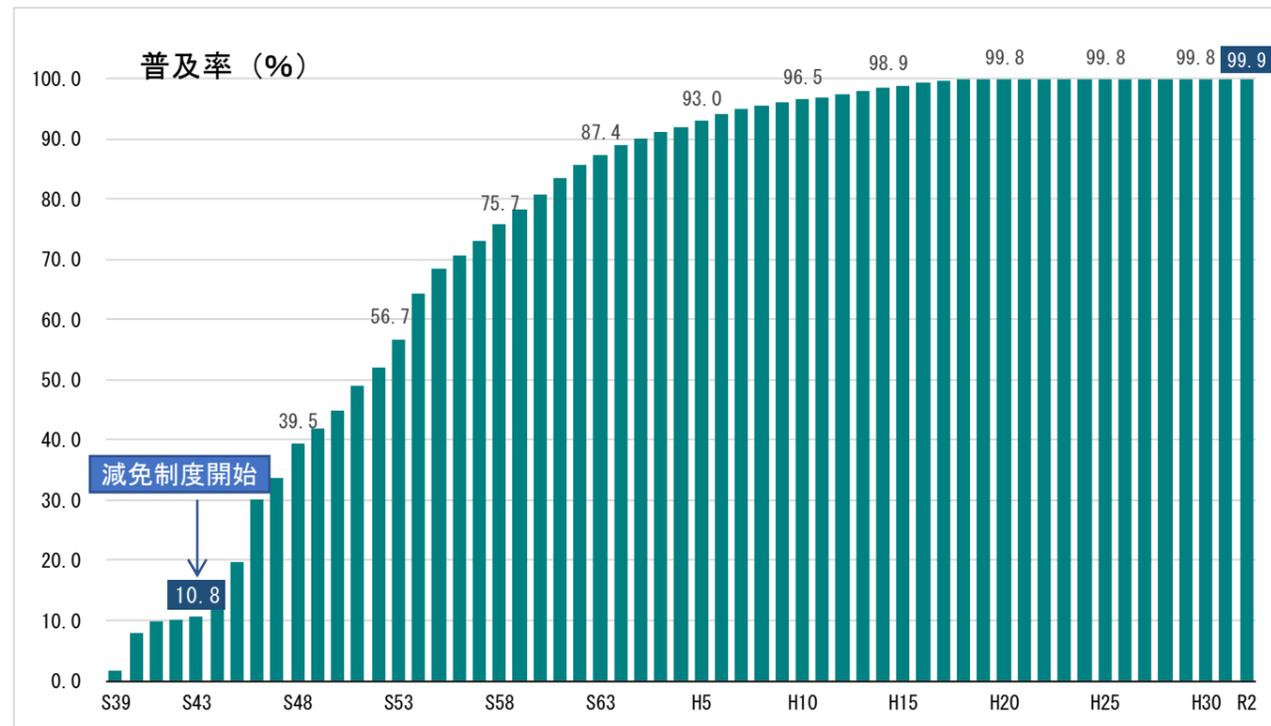
3 参考

(1)最低生活費のモデルケース(1か月あたり)

(単位：円)

世帯構成	高齢者世帯 (単身) 68歳	高齢者世帯 (夫婦) 夫68歳、妻65歳	母子世帯 (2人) 母30歳、子4歳	夫婦一人世帯 (3人) 夫32歳、妻29歳、子4歳
基準額	73,590	115,890	117,050	141,930
加算	—	—	児童養育加算 10,190	児童養育加算 10,190
	—	—	母子加算 18,800	—
生活扶助	73,590	115,890	146,040	152,120
住宅扶助	単身世帯 29,000	2人世帯 35,000	2人世帯 35,000	3人世帯 38,000
合計	102,590	150,890	181,040	190,120
下水道基本使用料 税込 (最低生活費に占める割合)	697 (0.68%)	697 (0.46%)	697 (0.38%)	697 (0.37%)

(2)下水道の普及状況



(3)政令指定都市の生活保護世帯等の下水道使用料減免制度

都市名	下水道使用料の減免制度			
	有	無	開始年度	廃止年度
北九州市	○		S43	
札幌市		○	S34	H17
仙台市	○		S40	
さいたま市	○		H13	
千葉市		○	S60	R2
川崎市		○	S50	H18
横浜市		●	S48	H17
相模原市	○		S53	
新潟市		●	S44	H22
静岡市	○		H15	
浜松市	○		H19	
名古屋市	○		S32	
京都市		○	制度創設なし	
大阪市		○	S50	H18
堺市		○	制度創設なし	
神戸市		○	S50	H18
岡山市		○	S50	H21
広島市	○		S63	
福岡市		○	S31	H28
熊本市		○	制度創設なし	
計	8	12		

※令和4年4月現在

※●は一部減免制度あり

横浜市 生活保護のひとり親世帯の減免。

新潟市 生活保護世帯で合流区域の下水道未接続世帯を減免。分流区域はH22年度に廃止。

静岡市 H15年度の旧静岡市と旧清水市の合併前の開始年度については不明。

し尿処理手数料の見直しについて

1 減免制度の概要

(1)対象世帯 生活保護世帯等

(2)内 容 従量制、人頭制ともに100%減免

●生活保護減免適用世帯 減免状況

年 度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収 納 方 式 別 世 帯	人 頭 制	90 世帯	75 世帯	69 世帯	58 世帯	54 世帯
	従 量 制	14 世帯	19 世帯	19 世帯	17 世帯	19 世帯
減免適用世帯合計		104 世帯	94 世帯	88 世帯	75 世帯	73 世帯
年間減免料		約 861 千円	約 566 千円	約 531 千円	約 609 千円	約 658 千円

2 見直しについて

(1)減免制度をとりまく状況

- 厚生労働省は「下水道使用料やし尿処理手数料については、生活保護費でまかなうべきもの」との見解を示している。
- 政令指定都市では「減免制度あり」は、7都市となっている。

(2)今後の減免制度

減免については受益と負担の公平性等を踏まえ、現行の減免制度のあり方について検討する。

担当課: 環境局 循環社会推進部 業務課

令和 4 年度第 1 回 北九州市上下水道事業検討会 会議要旨

【日 時】 令和 4 年 5 月 13 日（金） 13:30～15:00

【場 所】 ミクニワールドスタジアム北九州 特別会議室 1～3

【構 成 員】 小畑構成員、齋藤構成員、佐藤構成員、平構成員、福地構成員、
柳井構成員、山野構成員、吉本構成員 [50音順]

【出席職員】 上下水道局長、総務経営部長、広域・海外事業部長、水道部長、
浄水担当部長、下水道部長、下水道施設担当部長、経営企画課長、
営業課長、広域事業課長、海外事業課長、計画課長、浄水課長、
水質試験所長、下水道計画課長、施設課長、水質管理課長、
総務課庶務係長、経営企画課（事務局）

《議題及び報告》 「下水道使用料の減免のあり方について」部分の抜粋

◇議題 2

◆「下水道使用料の減免のあり方について」事務局から説明

◆「下水道使用料の減免のあり方について」に関する質疑応答・意見

（構成員）

決まったことありきではなく、事前に分かりやすく説明し、出された意見を踏まえたうえで進めれば、スムーズにいくのではないかと思われる。

（構成員）

収入が少ない中では金額的な受け取り方も違ってくるため、なぜそのようになるのか、きちんと説明することが必要だと思われる。

（構成員）

生活保護世帯ではないけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事がなくなるなど困った人達が増え、そのような人々に市が何らかの対策を講じる必要があり、その予算のやりくりの関係もあって、このような話も出ていると思うが、対象が困った人同士の中での予算のやりくりということで心苦しい問題だと感じている。

市としても、こういう検討をしなければならぬほど財政状況が苦しいものと思われるが、丁寧に説明し、何とか理解してもらえないのだろうかと感じている。

しかし、一度に廃止されると、収入に対する比率としては厳しいかと思われるので、年単位や、月単位などで段階的に減免額を減らしていくなど、工夫して思いやりがある対応をすればよいのではないかと思われる。

(構成員)

減免の廃止については、いつからの実施になるのか。

(事務局)

現在は、まだ減免のあり方について検討している段階である。

もし減免を見直すこととした場合も、いつから実施するかについては、いただいた意見等を踏まえて検討していきたいと考えている。

今後、国の見解や他の政令指定都市の状況を踏まえつつ、有識者の方々の客観的な視点に基づいた意見や、議会の意見等も参考に、検討していく。

また、こういった方々から、こういった形で意見を聞くかについても、いただいた意見を参考に考えていく。

(構成員)

この検討会で決定するというわけではなく、この検討会は、やり方や方向性などについて意見を聴取する場である、という理解でよいか。

(事務局)

検討会で意見をいただき、それを参考に検討を進め、最終的には市で決定する。

(構成員)

方法について、例えば経過措置を設けることなども、聴取する意見の範囲に含まれるのか。

(事務局)

もし減免の見直しが行われる場合は、経過措置が必要かどうか、どのような経過措置が必要なのかについても検討を行う。

いただいた意見については、参考とさせていただく。

(構成員)

他の自治体について、減免の廃止にあたって経過措置を設けた自治体もあるのか。

(事務局)

ある程度実施まで期間を設けて実施した自治体があるほか、全体的な廃止ではなく一部減免を行っている自治体もある。

(構成員)

いずれにしても、丁寧に説明していく必要があるかと思われる。

特になぜ今なのか、という点については疑問が生じられると思われるので、丁寧に対応する必要があると考えている。

(構成員)

個人的には、二重に措置された状態であれば、解消に持っていかなざるをえないのだろうとは感じる。

しかし、このような減免もあれば、自治体によっては、新型コロナウイルス感染症で収入が減っ

た世帯に減免を行っているところもある。

市として、二重に措置されているので是正するという考えもあるだろうし、二重に措置されていることを承知のうえで継続するという考えもあるかと思う。

首長や管理者の判断である。

(構成員)

基本的には、下水道使用料は生活保護費の算定に含まれているということもあるため、方向性としては減免の見直しは考えなければならないだろうと思われる。

減免することで負担の公平が害されると、下水道使用料の適正な計算が阻害される可能性もある。

ただ一方で、減免は経済的な弱者への配慮という側面があるため、下水道事業会計が負担すべきものではなく、行政目的の一般会計が負担するものということが明らかであると思われる。

そのため、減免を継続する場合は、一般会計からの繰入金を前提として、その他の北九州市民の下水道使用料に不利益がないようにすることが合理的だと思われる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で経済環境が疲弊しているため、実施時期なども含めて財政局としっかりと協議したうえで方向性を見極めてもらうよう要望する。

(構成員)

この減免については、二重措置ということは論理的に明らかで、方向性としては解消せざるを得ないのだと思う。

ただ、その際、なぜ解消が必要なのかや、資料であがっている下水道の普及促進の役割を終えたことなどの、なぜ今なのかについても、きちんと説明することが重要だと思われる。

また、この減免を見直すことで生活に支障が出るようなことがあれば、それに対しては正当な形での福祉施策で対応していくべきものと思われる。

令和 3～4 年度
「北九州市上下水道事業検討会」 構成員

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
お ば た ゆ き こ 小 畑 由 紀 子	北九州市食生活改善推進員協議会 会長 (関係団体代表)
き く ち ひ ろ こ 菊 池 裕 子	元 九州共立大学 経済学部 教授
さい とう つとむ 齋 藤 勉	日本下水道協会 経営・研修部長
さ とう ゆう や 佐 藤 裕 弥	早稲田大学 研究院 准教授 早稲田大学 総合研究機構 水循環システム 研究所 主任研究員
たいら とも こ 平 知 子	国際協力機構 九州センター 市民参加協力課 課長 (関係団体)
ふ く ち ま さ よ し ○ 福 地 昌 能	福地公認会計士事務所 所長
み か み ひ さ え 三 上 久 恵	北九州市環境衛生総連合会 理事 (関係団体)
や な い ま さ と ◎ 柳 井 雅 人	北九州市立大学 副学長
や ま の か ず や 山 野 一 弥	日本水道協会 大阪支所長
よ し も と な つ こ 吉 本 奈 津 子	平成 30 年度・令和元年度 北九州市上下水道モニター (関係団体)

◎ : 座長 ○ : 副座長

会議録

- 1 名称 第11回北九州市行財政改革推進懇話会
- 2 議事 議事 令和4年度北九州市行財政改革推進計画について
報告 北九州市DX推進計画について
- 3 開催日時 令和4年6月28日(火) 10時00分 ~ 11時35分
- 4 開催場所 北九州市役所庁舎 15階 15C会議室 (Web会議)
- 5 出席した者(構成員)の氏名
羽田野 隆士 高鍋 優子 佐々木 直隆
勢一 智子 清田 博巳 西本 由佳

議事 令和4年度北九州市行財政改革推進計画について
「下水道使用料等の減免のあり方について」の検討部分の抜粋

構成員

これまでの経緯と検討内容については、一定の理解をしているところである。厚生労働省の見解にもあるが、下水道使用料等については「生活保護費でまかなうべきもの」という支給基準についても理解している。

しかし、今、私達を取り巻く状況については、物価やエネルギーの価格上昇が非常に懸念されており、この先も物価は上昇していこうという報道等もある。そういった中で、生活保護受給者への影響についても懸念されるところがある。

また、北九州市のこれまでの政策について、社会福祉の充実や弱者への救済等の取組みについても非常に高いものであると思っているため、当面物価等の状況についても把握する必要があり、国の政策、生活保護世帯の生活状況等も十分に考慮した中での検討が必要ではないかと思っているので、今の時期にするのはどうなのか、時期を見る必要があるのではないかと、今の状況では考えている。

本市

本市では、これまでも行財政改革を推進しているが、新型コロナウイルスの影響もあり、非常に厳しい財政状況にある。その中で環境が一変したことで顕在化した市民ニーズである孤独・孤立などの状況に対応するためには、さらなる推進を図る必要があると考えている。そうした中で、厚生労働省から下水道使用料については「生活保護費でまかなうべきもの」という見解が示されているため、現状では二重に措置されている状況になっているということである。今回の検討は、行政サービスや受益と負担水準のあり方の視点に基づき、負担の適正化の観点から検討することとしたものである。物価上昇の状況にあるが、その一方で、生活保護世帯も含め、物価高騰等の影響を受けている低所得者の方々に対しては、住民税非課税世帯や低所得者の子育て世帯への特別給付金の支給や社会福祉協議会による生活費の貸付などの取り組みを所管局において実施しており、こうした取り組みを市として着実に実施していくものであると考えている。

今回の検討は、負担の適正化の観点から実施するものであるが、本市として、この見直しを実施するかどうかについても検討中であるため、いただいたご意見を参考に今後検討していきたい。

構成員

正当性というか、二重に措置されている状況ということも非常に理解できた。全生活保護世帯の方が減免されているのではなく、約6割の方ということで、生活保護世帯の方の中でも払っている方と払っていない方がいる状況になっており、公平に負担していただくという考えは十分納得できる。

ただ、やはりタイミングとして、かなりいろんな状況が厳しくなっている状況であり、今まで払わなくてよかったものを払わなければならないという事に関しては抵抗があると思うので、きめ細やかな対応が必要になると思う。

福岡市で平成28年に廃止されたときにどのようなようであったかを調べてみると、福岡市の社会保障推進協議会から福岡市議長に対して、減免制度廃止の撤回についての請願書が出されているので、多分同じようなことが北九州市でもあるかと思う。そういった事にも一つ一つ対応していくことが必要であると思う。

本市

タイミングという話であるが、負担の適正化の観点での検討が必要と思っている。

物価高の影響を受けている方については、給付金支給などの措置も着実にやっていくものだと考えている。

福岡市の状況については、確かに請願を受けて反対されている状況で、実施されたと伺っている。本市も生活保護関連の団体から「今の時期にやるのはどうか」という反対の意見も伺っているので、そういった意見も踏まえて、今後検討していきたいと思う。もし見直しをするということになれば、そこは丁寧に説明していきたいと思う。

構成員

今回の減免の議論であるが、先ほどからなぜ今のタイミングかというご指摘が出ている。確かに、物価高やコロナというものもあるが、これまでの経緯や全国の状況を見ると、むしろ負担の適正化をなぜこれまでやってこなかったのかというところも問われるのではないかと思う。他の政令市ですでに行っているところと比較しても、若干動きが遅いということがあったのではないかと思う。厚労省の見解がどのタイミングで示されているのかとも関係するのかもしれないが、少なくとも、福祉政策として二重措置されているということは随分前から分かっていたはずだと思う。おそらくコロナの前からだと思う。下水道整備の促進をするための政策目的という説明があったが、それも確かにすでに役割を終えている段階だと思う。

この減免措置を継続するために、一般会計から繰り入れをしている状況がずっと続いていることを全市民に対して、負担の公平として説明できるのかというところである。これは市の説明責任を問われる部分になると思う。

やはり速やかにできるだけ早く、制度として負担の公平化を図る、適正化を図ることをすべきだと思う。

コロナの厳しい状況と、物価上昇の懸念は、全世帯共通であり、特に低所得者層、年金生活者も厳しいというのと同じであるため、これだけを理由として引き延ばすのはあまり望ましくないのではないかと思う。

他方で激変緩和については、配慮が当然必要だと思うので、適正な経過措置をしっかりと取り、対象者にも説明をして、きちんと各自の体制を整えていただくことを、あわせてすることになろうかと思う。

また、それでもなお生活が厳しいという方は、これから増えていくと思う。

現状を見ると、この貧困の状況というのは本当に家庭ごと様々であり、むしろこれからの貧困対策は、一律の減免ではなくて個別ニーズに沿った支援や措置が必要になると思うので、ぜひ、支援のあり方、貧困対策について、しっかり考えて対応していただきたい。

本市

適正化を早急にすべきというご意見等、参考にさせていただきたいと思う。

先ほど言われた激変緩和措置についても、実際に見直しを行う場合には、そうした措置が必要かどうか。また、どういった緩和措置が必要かも含め、いただいた意見を参考に今後検討していきたい。

困窮者に対する対応や個人の個別のニーズに合わせた対応が必要ではないかということについて、いただいたご意見を福祉施策の所管の担当部局にも情報提供し、こういったご意見があったとことをお伝えしたいと思う。

構成員

見直しについては、段階的というか、激変させないというのもあるが、これ自体は将来的にはなくす必要があると思う。もう一つは、この財源があればひとり親世帯などの次世代に対する支援などをより手厚くすることもでき、こうした配分というものも必要ではないかと思う。

本市

ひとり親世帯など、今回見直しを行う場合、この財源等をより手厚く配分すべきではないかということであるが、上下水道局では財源をどうするかについては、一概に言えないところであるが、こうした意見をどういった政策に反映するかということは関係部局に周知する。

本市

若干補足すると、今、こういう社会状況であるため、ひとり親世帯や孤独・孤立対策等への予算配分というものが、年々ニーズとして高まってきているという実態がある。そういったところに予算配分するためには、これに限らず、行財政改革をしっかりとやりながら財源を確保していくということは、重要な視点である

「北九州市行財政改革推進懇話会」構成員名簿

氏 名	所属・役職
はたの たかし 羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事
たかなべ ゆうこ 高鍋 優子	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 人事統括部長
ささき なおたか 佐々木 直隆	株式会社佐々木総研 会長
せいいち ともこ 勢一 智子	西南学院大学法学部 教授
きよた ひろみ 清田 博巳	連合福岡・北九州地域協議会 議長
にしもと ゆか 西本 由佳	西本公認会計士事務所 公認会計士

(6名、敬称略)